

# 外国人向けルール・マナー啓発動画作成等業務委託

## 仕 様 書（提案時）

福岡市（以下「発注者」という）は、受注事業者（以下「受注者」という）に対し、「外国人向けルール・マナー啓発動画作成等業務」（以下「本業務」という）を委託する。

なお、本業務の内容及び範囲については、本仕様書によるものとする。

### 1. 目 的

福岡市の在住外国人は近年急激に増加しており、今後も増加が見込まれている。

そういった状況のなかで、日本人と外国人が互いに理解し、安心して暮らすことができる生活環境を築いていくことの重要性は一層高まっている。

本業務は、在住外国人が地域コミュニティを構成する一員として生活するうえで、守るべき日本でのルールやマナーについての啓発動画を作成し、主に日本での生活を開始したばかりの留学生に視聴してもらうことで、日本の文化やルール・マナーに関する理解を促進し、地域におけるトラブルの発生を防ぎ、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目的とするものである。

### 2. 契約件名

外国人向けルール・マナー啓発動画作成等業務委託

### 3. 履行期間

契約締結の日から令和8年11月30日まで

### 4. 履行場所

博多区総務部企画振興課（福岡市博多区博多駅前2-8-1）ほか

### 5. 業務内容

#### （1）ルール・マナー啓発動画作成

##### ① 企画構成

本業務で作成する啓発動画は、主に、日本語教育機関に入学したばかりの外国人留学生に対して実施するオリエンテーションにおいて、学習教材として利用することを想定している。

日本独自のルールやマナーに馴染みのない外国人に対して、なぜルールがあるのか、また、ルールを守らなかった場合の罰則やリスクに関してもわかりやすく具体的に伝える動画の企画構成を行うこと。

企画構成にあたっては、以下のア～ウのルール・マナー事例に加え、受注者が提案を行い、発注者と協議のうえ決定すること。

動画の制作本数は1本を想定しているが、複数に分割して制作することも可とする。いずれの場合も、総再生時間は30分を上限とする。

なお、制作本数については、発注者と協議の上決定する。

#### ア. 『自転車』に関するルール

- ・自動車と同様に、左側通行、一時停止、歩行者優先の義務があること。
- ・事故を起こした場合は、自動車と同様の罪に問われることがあり、賠償や罰金を科せられること。
- ・令和8年度から信号無視、ながらスマホ、一時不停止、イヤホン使用などに対して反則金（罰金）が課せられること。
- ・歩道や公園などの公共施設のほか、アパートの駐輪場に無断で駐輪することなく、公共や民間の駐輪場に駐輪すること。など

#### イ. 『ゴミ』の分別や出し方のルール

- ・ゴミには「燃えるごみ」「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」「粗大ごみ」の4種類があること。
- ・「燃えるごみ」「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」は、決められた日の日没から夜12時までには、指定されたゴミ袋で、決められたゴミ置き場に出すこと。
- ・アパートや団地のベランダにゴミを置く場合は、悪臭を防ぎゴキブリなどの害虫が寄ってこないよう密閉した容器を使うなどの配慮を行うこと。など

#### ウ. 大声や音楽などの『騒音』に関するマナー

- ・アパートや団地などでは、携帯電話の話し声や音楽などが近隣の家の人の迷惑にならないよう気を付けること。
- ・様々な年齢や生活サイクルの隣人がいることに配慮し、特に夜は窓をあけて大声で会話したりしないこと。
- ・公園などの公共の場所では騒がないようにすること。またゴミも必ず持ち帰り、だれもがいつでも気持ちよく使えるようにすること。など

#### エ. その他

- ・自治会や町内会費の仕組みなど地域コミュニティや地域活動に関するルール
- ・神社仏閣での儀礼やしきたりなど、日本文化に関するルールやマナー など

### ② 映像制作

企画構成に基づき、映像の撮影もしくは描画作業を行うこと。

動画の形態は実写、アニメーションのいずれも可能とするが、変更、追加が容易で、経費が抑えられる形態とすること。

なお、制作にあたって必要な資料・素材の収集、肖像権や著作権についての手続きのほか、出演者、協力者、撮影場所への交渉・許可の取得や、使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用は受託者が負担するものとする。

### ③ 音源作成、編集作業

音楽、ナレーション等音源の作成、制作した映像の加工、テロップ、イラスト、写真の挿入等の編集作業を行うこと。また、作業にあたっては以下の項目に考慮し、動画の完成までに発注者との複数回の内容確認及び協議を行うこと。

- ア. 法令改正などへの対応を除き、複数年使用可能なものとする。
- イ. 博多区以外の福岡市の各区での利用も想定したものとする。
- ウ. 使用する言語は日本語（やさしい日本語）、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語、英語とし、字幕を挿入すること。
- エ. 各言語の音声、及び字幕の作成に係る翻訳を実施すること。
- オ. 映像、ナレーション、セリフ、テロップ、翻訳音声及び字幕は、各国出身者に、分かりやすく意図が伝わるか確認を行い、必要に応じて当該言語を母国語とする外国人などのアドバイスを受けること。

#### ④ その他

- ア. オフライン環境での教材利用など、様々な利用のされ方を想定し、動画ファイルへのチャプターの追加などの視聴者が見やすい工夫や仕組みの導入などの提案を行うこと。
- イ. 納品後に生じた法令等の改正や、所管部署や問い合わせ先の変更など、軽微な変更が生じた場合の修正に関して、修正に係る経費の抑制に資する工夫や容易に修正を行える仕組みの導入などの提案を行うこと。

### (2) 日本語教育機関へのヒアリング等

#### ① 日本語教育機関へのヒアリング

動画作成にあたって、日本語教育機関の教師や留学生の意見の収集や、作成した動画の周知、活用依頼を目的とした日本語教育機関へのヒアリングを発注者と共に実施すること。

なお、ヒアリング先及び時期は、博多区内の日本語教育機関 12 校を上限に、発注者が決定する。

#### ② 地域活動カタログの作成

前項のヒアリングに合わせて、日本語教育機関に対して、自治協議会や公民館等の地域活動への参画についての実績や意欲、今後地域と共に活動できる取り組みなどについてヒアリングを行い、それらの情報を地域に紹介するカタログのデジタルデータを作成すること。

なお、カタログについては、発注者が提供する専門学校カタログのデザインを基に、色調を変えて作成すること。

## 6. 成果物

### (1) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

#### ① 啓発動画

動画の規格・形状は、アスペクト比 16：9、ハイビジョン（1280px×720px）以上とし、ファイル形式は、YouTube や市ホームページに掲出可能な一般的な形式(WMV、MPEG4、MOV 等) 並びに、標準的な動画編集アプリケーションで編集可能な形式の使用素材をまとめて書き出したプロジェクトファイル（prproj）等とする。

② 地域活動カタログ

ファイル形式は、ai 及び pdf とする。

③ 納品方法

納品はデータにより行うこととし、送信方法や媒体等の手段は発注者と協議して決定する。

(2) 成果物の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

7. 留意事項

(1) 秘密保持

受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏洩してはならない。

(2) 資料の収集及び使用制限

発注者が貸与するもの以外の必要な資料については、受託者がその収集、整理及び解説を行うものとし、発注者は業務の遂行に協力するものとする。

なお、発注者より貸与された資料について、受託者は適切に管理するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。

(3) 著作権の帰属

納入した成果物に係る一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は、変更、追加等の作業を他の事業者に行わせることができる。

(4) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

(5) 疑義

本仕様に定めのない事項については、別途協議して決定するものとする。